

第1章 〈総論〉訴訟を常に意識する ～最悪の事態 避ける対処を～



弁護士 竹内 亮
鳥飼総合法律事務所

1. 予防が前提

企業が事業を行っている時、たとえば、商品を納入した取引先からクレームを受けて代金が支払われないといった外部との問題から、従業員が会社の資金を横領した疑いがあるがはっきりしたことがいえないといった内部の問題まで、多かれ少なかれトラブルが避けられない。

弁護士は、日頃からそのようなトラブルの相談を受けているが、「もう少し早くから相談を受けていたら…」と思うことが少なくなる。

一般に、前もってトラブルを避ける努力をするほうが、実際にそれが生じてから対処するよりは簡単なことが多く、トラブルを防ぐためにきちんとチェックをしたうえで契約書を交わしたり、社内の手続きを決めておいたりすることが可能であるならば、そのほうが相当程度効率的なことが多い。このように、前提としては、あくまで予防を追求すべきであると思われる。

とはいうものの、今年初めからのトヨタ自動車の大規模なりコールをみてもわかるとおり、十分にコストをかけることができる大企業であっても、トラブルを完全になくすことは難しい。

それでは、実際にトラブルが発生した際に、企業の経営者や担当者はどのような考え方でトラブルに対応したらよいだろうか？

本稿では、そのようなトラブルに接した際に気をつけるべき基本的なポイントを、主に中小企業を念頭に置いて考えてみたい。

(なお、ここで挙げているケースは、一般的に想定されるトラブルや裁判例が公表されている事件をブレンドしたよくある事例で、実際のものではありません。)

2. トラブルの「発見」

トラブルが起きたら、できるだけ早く対応したほうがよいというのは異論のないところだろう。弁護士に相談するなら早いほうがよいというのは、トラブルが生じてからの場合にもあてはまる。

とはいうものの、話はそう簡単ではない。トラブルを後から振り返ってみると、対応が後手後手になってしまったということも少なくないのではないだろうか。

特に顧問の弁護士を置いていない企業の場合、トラブルが生じてからもしくは弁護士に相談せず、連絡するのはいよいよ困ってから、というケースも少なくないように思われる。

このように、すぐに対策が講じられない理由としては、大きく2つ考えられる。

まず第1の理由は、トラブルは静止した状態であるわけではなく、刻々と進行していくためである。

たとえば、社内の不祥事が疑われる場合を考えると、その内容が最初からすべて判明す

ることはほとんどなく、最初は不祥事自体が事実かどうか不明でなく、調査を進めるにつれて事情が判明していくことが多い。さらに、時間の経過とともに、行政機関からの行政指導や行政処分を受けたりすることもある。そのような場合、どの段階からトラブルとして扱うか、あるいは疑いがあるとして、どの段階で本格的に調査を開始するかというのは一義的には決まらないし、早い段階で弁護士に相談したほうがよいと思っても、顧問弁護士がいない場合にはある程度事情が判明してからのほうがよいと思ったりもしがちである。

このようにトラブルは、いつもその発生が明確というわけではなく、その「発見」自体が判断を伴うのである。

3. 複数の要素

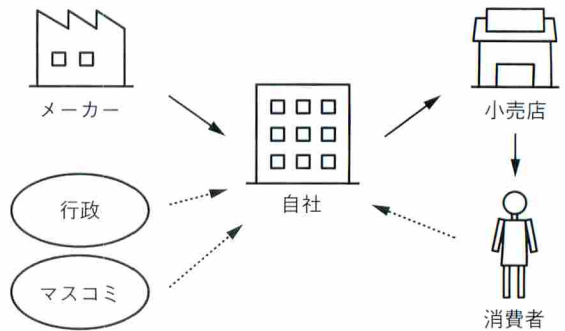
トラブルへの対処を難しくする第2の理由は、大きなトラブルについてほどそういえるが、いくつかの問題が複合的に関係し合って構成されることが多いためである。

たとえば、ある販売店が別のメーカーに商品の製作を依頼し、完成した商品を仕入れたうえで、顧客である小売店に販売しているという場合に、その商品に欠陥があったときには、販売先の小売店との関係と仕入先のメーカーとの関係という、少なくとも2つの問題についてどうしたらよいかを同時に考えなくてはいけない。

さらに、小売店がその商品を消費者に販売しているとなると、消費者との関係も考える必要が生じ、これに行政機関への対応やマスコミへの対応をあわせて考えると、状況はさらに複雑になってくる。

このように当事者が多数の場合は、その全体を整理して理解すること自体が難しく、その対処にあたっていろいろな要素をバランスよく考える必要があるが、どの要素をどの程度重視するかというような難しい対応が必要になってくるのである。

■複雑な関係



同様に、会社の株式の過半数を持っている経営者が亡くなった場合のように、経営者個人の相続問題と会社の経営権の問題とがかかわってくる場合など、多くのトラブルは複数の要素が複雑に関係し合っていて、それを整理できないままに対処しようとするのが、解決を遅らせることにつながりがちである。

知人の弁護士が、「多くの訴訟をみている、それぞれ少しずつ違っていて、まったく同じものは1つもない」と言っていたことがあるが、それは、トラブルの多くに複数の要素が関係しているせいなのである。

4. 心構え①——訴訟を意識する

では、以上のポイントを踏まえて、トラブルに対処する際にはどのような点に気をつけたらよいかを、相談を受けた弁護士が対処法を考えるにあたって通常気をつけるポイントを参考にみていこう。

弁護士がトラブルをみる際のポイントの第1は、訴訟になったらどうなるかを早くから予測することにある。

多くの弁護士は、トラブルが訴訟にならないケースでも、仮に訴訟になったらどうなるかということを常に意識している。

これは、場合によっては、裁判所の手続きを利用することなく、話し合いで解決できるならば、そのほうが紛争解決コストが小さく済むとしても、訴訟になった場合の結果を予

測し、そのラインを基準に話し合いを進めることによって、早く、そして妥当な解決をはかれる場合が多いからである。

両当事者が訴訟になった場合の結果を予測している場合で、その予測の確率が高い場合には、訴訟になる前にその予測したラインで決着することが多い。

5. 心構え②——証拠を集める

第2のポイントとしては、訴訟になった際に備え、証拠を集めて管理しておくということである。

法律上は保証契約などの一部の例外を除いて、契約はほとんどの場合に口頭でも成立する。それにもかかわらず契約書を作成するのは、将来その契約について紛争が生じた際に契約書を裁判所に証拠として提出するためである。

商品を発注する際に注文書をファクシミリで送信したり請書を受け取ったりするのも、代金を支払う際に領収書をつくるのも、法的には、裁判になった際に証拠とするためなのである。

取引先とトラブルになった場合には裁判となる可能性が高まっているのだから、なおさら、1つひとつのやりとりをきちんと記録の残る方法ですべきである。

契約解除の通知を内容証明郵便で出すのはこのためであるし、電子メールであっても、きちんと保存しておけば、重要な証拠になる。裁判所は、書面の証拠を重視する傾向があるから、書面を残すことは、その意味でとても重要である。

6. 心構え③——最悪の事態を避ける

もう1つ、トラブルに際して弁護士が常に意識するのは、最悪の事態を避けるということである。

トラブルの解決策にはさまざまな方法があるし、すでに述べたとおり複雑なトラブルであればあるほど、そのバリエーションは豊富である。

■トラブルに際しての心構え

- ①訴訟になった際の結果を常に意識する
- ②訴訟に備えて証拠となる文書等を収集し、保存する
- ③最悪の事態を想定し、それを避ける選択肢を選ぶ
- ④経営者は法的問題を前提に、他の考慮要素を踏まえてトラブルに対処する
- ⑤コストよりも大切にすべきことがあるのではない

そうすると、中には、うまくいった場合には会社にとってとてもよい選択肢があることもある。しかし、そうであっても、その方法をとって仮に失敗した場合のダメージが致命的に大きいというような場合には、一般的にはその選択肢はあまり採るべきではないということになる。

たとえば、取引先から5,000万円請求されているが、その請求は根拠が弱く、訴訟になれば80%の確率でこちらが勝てるという場合に、相手方から、300万円支払えば話し合いに応じるという申し出があった場合、そのような請求に300万円も支払うのは納得ができないとしても、20%敗訴するおそれがある、その場合には5,000万円を支払わなくてははいけないとしたら、300万円を支払うことを勧める場合もあるのである。

7. 心構え④——最終的な経営判断

以上のように、弁護士の考えるトラブルへの対処は基本的には、訴訟になった場合を意識して、証拠を集めながら、最悪の事態を避ける選択肢を考えることである。

そして、企業の経営者や担当者は、それらの前提を踏まえたうえで、さらに法的問題以外の考慮要素、たとえば、他の取引先への影響や、あるいはマスコミに報道される可能性などを踏まえて、対応を決めることになるだろう。

ただし、直接法的手続きとは関係しない考

慮要素であっても、間接的に、法律問題が影響することも少なくない。不祥事がマスコミで報道されるかどうかは、刑事事件として立件されるかどうかがきわめて重要な要素であったりするためである。

このように、最終的な判断をする経営者は、さまざまな考慮要素と可能性を踏まえたうえで、コストを考えながら、経営判断として、対処法を決めることになるだろう。

8. 心構え⑤——コストより大切なこと

ただし、コストだけでは決められないこともある。典型的には、消費者の健康被害のおそれがあるような場合である。

そのような場合には、コスト的には見合わなくても、必要以上の対策を講じるべきこともあるだろう。

以前、あるとても有名な企業の法務部長から、通常はコストを重視してトラブルの対応にあたるが、顧客の健康に被害が生じるおそれがある場合だけは、法律的に要求されているかどうかとは関係なく、いくら費用がかかっても可能なかぎりの最善の対策をとるべきだと考えている、との話をうかがったことがある。

法律は最低限のルールであることが多いが、コストや法律のルールを超えて、そのような倫理も大切なのではないだろうか。

9. 弁護士に相談する際に

最後に、弁護士とのかかわり方について簡単に触れておこう。

まず顧問の弁護士がいる場合には、トラブルがはっきりする段階を待たずに、できるだけ早く相談することがとても重要である。

最初の段階から訴訟を意識してトラブルに対応するには、弁護士が加わったほうが効果的だからである。

また、日頃から事業の内容を具体的に説明しておくといよい。企業が実際に提供している商品やサービスの中身の具体的なイメージがわかると、さまざまな場面で役立つことが多

いからである。

先日、私も実際にある依頼者の工場を見学させていただいたのだが、会社の仕事が具体的にイメージできるようになり、それ以後の検討にとっても役立っている。

顧問がいない場合には、どの弁護士に相談してよいかわからないケースもあるかもしれないが、一般には「遠くの名医より近くのかかりつけ医」というのがあてはまるように思われる。

まずは、それほど費用がかからず、気軽に相談できる弁護士にあたってみるのがよいだろう。もちろん、弁護士ごとにそれぞれ得意な分野がないわけではなく、税金の仕事や特許の相談、破産の関係など、それぞれ専門的にやっている弁護士は存在する。とはいうものの、弁護士の社会は狭いから、特別な案件で必要な場合には、その分野の専門家を紹介してもらえらる。

それから、相談の際には電話よりは直接会って話したほうが内容のある打ち合わせになることが多く、また弁護士を訪ねる前に、経緯を簡単にまとめたメモと資料のコピーをあらかじめ送っておくとよい。

実際にトラブルが生じてから対処を考える場合、完全に満足できる解決というのはなかなか難しいことが多い。一般には、70点くらいの解決ができれば、相当にうまくいったという意識でいるのがよいと思われる。そして、本稿で挙げたポイントを意識して、70点を75点にさせていただけたら、非常にうれしく思います。

竹内 亮

(たけうち りょう)

弁護士。昭和48年茨城県生まれ。東京大学文学部卒業後、朝日新聞社勤務を経て、東京大学法科大学院修了。現在は、企業や個人からの一般的な相談や訴訟のほか、最近、相続紛争の案件を多く扱っている。

